

## 退職給付会計に関する一考察

—2000年3月期における調査結果—

A Study of Accounting for Retirement Allowance in Japan  
—A Research of Financial Statement on 2000.3.—

河内山 潔 \*

Kiyoshi KOUCHIYAMA

### 抄 錄

1998年6月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」は、各企業に対して大きな影響を与えると思われる。従来からの退職給付に係る基準と比較し、新基準においては企業の負担に係る退職給付の積立不足に対するより明瞭な開示が要求されることとなっているからである。そこで本稿では、「新基準」適用前年にあたる2000年3月期における会計処理の変更を実態調査した結果を踏まえ、経営指標(売上高、当期純損益、期末キャッシュフロー有り高)と会計処理の変更による影響額との関連を明らかにすることを目的とする。

### 1. はじめに

近年の企業会計を取り巻く環境の変化には、目を見張るものがある。いわゆる「会計ビックバン」の進行である。「連結財務諸表」中心のディスクロージャーへの移行や、有価証券やデリバティブへの「時価評価」の導入、「税効果会計」の導入、「キャッシュフロー計算書」の導入といった新しい会計基準の設定とともに、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下、「意見書」と略す)が1998年6月16日に企業会計審議会から公表された。

「意見書」では、2000年4月1日以降に開始する会計年度より「退職給付に係る会計基準」(以下、「新基準」と略す)を適用することとされたことから、各新聞紙上でもその影響の大きさを伝える記事が見受けられた。そこでは、企業年金の原資不足や退職給付の積立不足等が、企業の業績に与える悪影響は、これまでのわが国企業会計に対する信頼性そのものを失わせる事態にもなりかねないということが指摘されていた<sup>1)</sup>。そうしたこれまでオーバランス化されていたいわゆる「かくれ債務」も、「新基準」に準拠した財務諸表上では明らかとなり、企業の財政状態や経営成績を的確に反映したものとなることが期待されている。

---

\* 関西国際大学経営学部

そこで本稿では、これまで採用されてきた退職給付に関する会計処理の方法を概観し、次に「意見書」及び1999年9月14日に日本公認会計士協会から公表された「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下、「実務指針」と略す）を中心に、退職給付会計基準の内容を検討していくこととする。そして、「新基準」適用前年にあたる2000年3月期決算会社における退職給付に関する会計方針の変更の実態を調査した結果<sup>2)</sup>を踏まえて、「新基準」適用時の企業の行動について考察することとする。

## 2. 従来の退職給付に関する会計処理方法

従業員の退職に係る給付をどのように捉えるかという問題については、会計上、時間価値を考慮するかどうか、将来の昇給を見込むかどうかおよび各期の退職給付の発生額をどのように測定するかという観点から、種々の考え方があると思われる。

これまでのところ、退職給付に関する会計処理は、1968年（昭和43年）に企業会計審議会から公表された企業会計上の個別問題に関する個別意見書二「退職給与引当金の設定について」の基本的な考え方の範囲で、その処理が行われていた。すなわち、企業が直接給付を行う部分については「退職給与引当金」による処理が行われ、企業年金制度による部分についてはその掛金相当額を支払時の費用として処理する方法がとられてきた。そのうち、「退職給与引当金」の計算に関しては、同個別意見書で示された以下の方法を選択適用する実務が一般的であった。

### ① 将来支給額予測方式

従業員が将来退職する場合に支給されるべき見積退職金の総額について、全勤続期間における給与総支給額のうち当期に支給された給与の割合に相当する額を毎期の退職金費用とする方法

### ② 期末要支給額計上方式

期末現在において全従業員が退職するとした場合の退職金要支給額と前期末におけるその額との差額を毎期の退職金費用とする方法

### ③ 将来支給額予測方式の現価方式

①の金額を一定の割引率によって現在価値に割り引き、これと期首退職給与引当金の利子相当分の金額の合計額を毎期の退職金費用とする方法

### ④ 期末要支給額計上方式の現価方式

②の金額を一定の割引率によって現在価値に割り引き、これと期首退職給与引当金の利子相当分の金額の合計額を毎期の退職金費用とする方法

なお、いわゆる税法基準は上記④に該当し、会計上も許容してきた。

このようにこれまで、退職給付の会計においては、引当処理する部分と費用処理する部分の混在、引当処理する場合の複数の会計処理方法の選択適用や基準が明確な形で示されていないことにより、比較可能性や費用認識のズレの問題があると指摘されている<sup>3)</sup>。こうした問題点を出来るだけクリアにし、企業が負担する退職給付費用について、適正な会計処理を行い、しかも国際的にも通用する会計処理およびディスクロージャーの基準を整備していくことを目的として、「意見書」が公表された。次節では、「意見書」の内容を検討することとする。

### 3. 「意見書」の概要

#### 3. 1 基本的考え方

「意見書」では、これまで行われていた退職給付の支給方法や積立方法の相違に着目した複数会計処理ではなく、一定期間の労働の対価として、退職後に従業員に支給される給付として退職一時金と企業年金制度による給付とを区別しないという基本的な考え方によっている。

また退職給付の性格について、「退職給付は基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いである」とし、従業員の勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものとしている。この捉え方に立てば、従来行われてきた退職一時金の支払準備としての「退職給与引当金」の引当計上と同じく、企業年金制度による退職給付についても、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり、その発生した期間に費用として認識することが必要であるとする。これは退職一時金も企業年金とともに、発生給付評価方式により退職給付の計算を行うことを要請するものと考えられ、財政計算において採用されている予測給付評価方式とは異なる方式となる。

厚生年金基金の代行部分についての考え方は、実態としては、1つの運営主体によって資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算が難しいこと、また母体企業が制度の運営および維持に実質的に関与しており、過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担している場合が多いことなどから、全体として1つの退職給付制度と見なして、同一の会計処理を適用することを指示している。そして、全体としての退職給付債務および退職給付費用の計算を行い、そこから従業員拠出額を控除した額が母体企業が認識すべき退職給付費用となるとしている。

また、確定拠出型の企業年金（中小企業退職金共済制度を含む）に関する具体的な会計基準は示しされていないが、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理することが適当であるとする一般的な見解が示されている。

#### 3. 2 会計基準の要点と考え方

##### 3. 2. 1 会計基準の基本的考え方

退職給付に係る会計処理について、「新基準」では、将来の退職給付のうち当期に負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上するという基本的な会計処理に加え、次のような退職給付に係る会計処理に特有の事象についての考え方方が示されている。(1)企業年金制度に基づく退職給付においては、負債の計上にあたって外部に積み立てられた年金資産を差し引くとともに、年金資産の運用により生じると期待される収益を退職給付費用の計算において差し引くこと。(2)退職給付の水準の改訂および退職給付の見積の基礎となる計算要素の変更等により過去勤務債務および数理計算上の差異が生じるが、これらは、原則として、負債の計上にあたって差し引くとともに、一定の期間にわたり規則的に費用として処理すること。こうした考え方を

踏まえて、負債の計上額は、退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産を控除した額とするとされる。

### 3. 2. 2 退職給付費用の処理に関する基本的考え方

将来の退職給付のうち当期に負担に属する金額（退職給付費用）の計算方法としては、退職時に見込まれる退職給付の総額について合理的な方法（勤務期間を基準とする方法）により各期の発生額を見積もり、これを一定の割引率および予想される退職時から現在までの期間に基づき現在価値額に割り引く方法（現価方法）を採用することとされている。

そして、退職給付費用を構成する要素として、勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務債務および数理計算上の差異のうち費用として処理した額が示されている。

### 3. 2. 3 過去勤務債務および数理計算上の差異の処理

過去勤務債務の差異については、発生時に費用処理する方法に対する批判を掲げた上で、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない（継続的に発生した期に全額を処理する方法を含む）とされるが、数理計算上の差異の処理については、基礎率等の計算基礎に重要な変更が生じない場合には、計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法（重要性基準）が適切であるとされる。しかし、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じた場合について計算基礎の見直しを行ったときなどに生じる差異は、過去勤務債務の場合と同様の方法で処理することとされた。国際的に広く行われているいわゆる回廊アプローチ（一定の範囲内の差異は認識しない処理）は、採用されていない。そして、未認識の過去勤務債務および数理計算上の差異は、貸借対照表に計上しない（退職給付費用から控除する）こととされた。

### 3. 2. 4 年金資産

企業年金制度を採用している企業には、退職給付に充てるための外部に積み立てられた年金資産が存在している。それは退職給付の支払のためのみに使用されることが制度的に担保されていることから、収益獲得のために保有され使用される他の一般の資産と同様に貸借対照表に計上することには問題があるとされ、その金額を退職給付に係る負債の計上額の計算に当たって差し引くこととされた。この場合、年金資産の額は、期末における公正な評価額による計算が求められる。これは、企業年金制度においては拠出された掛金が運用され給付されるが、拠出された金額がそのまま維持されているとは限らない。そこで年金資産の構成要素である運用収益に関して、期末時点での期待運用収益と実際の運用成果との差異を考慮することを求めたと考えられる。

また財政計算による掛金の拠出額と会計上の退職給付費用の額が異なるとき、会計上の退職給付費用の額を超えて拠出された掛金は、経過的に前払年金費用として貸借対照表に計上することが求められた。これは、退職給付債務の額から未認識の債務（未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異）を加減した額と年金資産の額を比較して年金資産が多い場合に、退職給付債務から年金資産を控除すると退職給付債務がマイナスになってしまうことになるが、この状態は財政計算上の掛金の拠

出額が会計上の退職給付債務額を超過している状態と考えられるため、当該超過額を退職給付費用のマイナスとはせずに、前払年金費用として処理することとしたものであると考えられる。さらに退職給付の原資とすることを目的とする資産であっても、企業年金制度に基づいて積み立てられた資産以外の資産は、これを退職給付債務から控除することはできないとされた。

なお、企業年金制度に基づいて積み立てられた年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したときや給付水準の引き下げにより退職給付債務が減少したときに、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超過することが考えられるが、当該超過額は退職給付債務から控除できないものとされた。これは先にも見たとおり、企業の外部に積み立てられた年金資産を企業の資産として他の一般の資産と同様のものと認識することは適当でないとする考え方によるものである。また給付水準の引き下げにより退職給付債務が減少したときには、過去勤務債務や数理計算上の差異の処理年数に従って費用の減額（費用をも超える場合には退職給付引当金の戻入益として）として処理することが適切であるとされる。

### 3. 2. 5 小規模会社等における簡便法の採用

「新基準」では、基本的に数理計算を行うこととしているが、従業員数が比較的少ない小規模の企業などでは、合理的に数理計算上の見積もりを行うことが困難な場合や退職給付の重要性が乏しい場合が考えられる。このような場合には、期末の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法により退職給付費用の計算を行うことも認められている。

### 3. 2. 6 表示

「新基準」では、企業から直接給付される退職給付と企業年金制度から給付される退職給付について包括的に処理することを従来の基準からの大きな変更点として考えているので、貸借対照表における退職給付に係る負債の計上は、従来の「退職給与引当金」という勘定科目ではなく、「退職給付引当金」という勘定科目によって表示することとしている。また、過去勤務債務を発生時に全額費用処理する場合は、特別損失として表示することも認められた。

### 3. 2. 7 注記

「新基準」では、財務諸表の有用性をさらに高めるために、退職給付に関して以下の事項についての注記が求められた。

- (1) 企業の採用する退職給付制度に関する説明
- (2) 退職給付債務および退職給付費用の内訳
- (3) 退職給付債務等の計算基礎

「新基準」の注記にこれらの事項に関する詳細な規定が盛り込まれている。

### 3. 2. 8 実施時期等

「新基準」は、2000年4月1日以降に開始される事業年度から適用されることが適当であるとされ

ている。しかし、その適用が困難である場合には、2001年4月1日以後開始する事業年度から適用することとし、退職給付債務およびその内訳等の主要な事項についての注記を行うことも認められている。

また、会計処理の基準を変更することにより、従来の合理的な方法により長期間累積された影響が一時点に発現することが予想され、その結果として企業の経営成績に関する期間比較を損ない、また期間損益を歪めるおそれがあることが指摘されている。そのため、「新基準」の採用による影響額は、通常の会計処理とは区分して、15年以内の一定の年数で按分された金額を当該年数にわたって費用処理するという経過措置が認められている。

#### 4. 2000年3月期決算会社における退職給付会計についての調査結果

ここでは2000年3月決算会社で東京証券取引所に上場している1,625社のうち、連結財務諸表を提出している1,504社を対象として行われた連結財務諸表に係る会計処理の変更についての調査結果を踏まえて、特に退職給付関係の変更内容を検討することとする。

##### 4. 1. 調査結果全体の分析

まず調査結果を概観すると、調査対象会社1,504社のうち、連結財務諸表に関して何らかの会計方針の変更（変更事由は11の事由に大別される）を行い、監査報告書で「継続性」に関する限定意見が付された会社が507社（33.7%）であり、個別財務諸表にのみ限定意見が付された会社が47社（3.1%）であった。また、変更事由別で見てみると、①有価証券の評価基準および評価方法37件（5.6%）、②たな卸資産の評価基準および評価方法13件（2.0%）、③固定資産の減価償却の方法33件（5.0%）、④繰延資産の処理方法6件（0.9%）、⑤外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準8件（1.2%）、⑥引当金の計上基準68件（10.3%）、⑦収益および費用の計上基準16件（2.4%）、⑧計上区分の変更29件（4.4%）、⑨退職給付関係351件（53.3%）、⑩セグメント情報95件（14.4%）、⑪その他3件（0.5%）であり、11の事由の合計は659件、そのうち退職給付関係の会計処理の変更によるものは、実に全体の半数以上を占めていることがわかる。それだけ退職給付関係の会計処理の変更が際だって多いということになる<sup>4)</sup>。適用前年にあたる期に、相当数の会社がこれまでの積立不足額を充足しようとした結果であると考えられる。

##### 4. 2. 退職給付関係の全般的分析

次に退職給付関係の変更を具体的な会計処理の変更事項ごとに見ると、次の通りである。（表-1参照）

表-1 連結・個別F/S提出会社別変更事項件数

(単位：件)

	変更a	変更b	変更c	変更d	変更e	合計	全件数
連結有・個別有	75	115	144	20	6	360	551
連結有・個別無	18	13	5		1	37	187
合 計	93	128	149	20	7	397	701

(注) 変更事項は以下の通りである。

変更a：退職給与引当金の引当率の変更

変更b：退職給与引当金の計上方法の変更

変更c：企業年金制度に係る過去勤務費用と拠出額・掛金等および積立不足の処理方法の変更

変更d：退職一時金および企業年金制度両方に係る変更

変更e：その他

(出所) 週刊『経営財務』編集部編「会計ビックバンによる『会計処理の変更』実例集」税務研究会出版局 2000. より、一部修正。

この調査結果からは、会計処理の変更事項は大きく4つに区分できる。4つの変更事項ともに、2000年4月1日以降に開始する連結会計年度から「新基準」を適用する際に、会計基準変更時差異を出来るだけ小さくすることを目的としたものであると考えられる。

各変更事項の内容は次の通りである。①退職給与引当金の引当率の変更（変更事項a）は、退職給与引当金の計上率を税法で認められている自己都合退職による期末要支給額の40%から、自己都合退職による期末要支給額の100%を計上する方法への変更である。また②退職給与引当金の計上方法の変更（変更事項b）は、退職給与引当金の計上方法を、自己都合退職による期末要支給額の40%を計上する方法から、退職時の支給見込額を基礎とした現価方式への変更である。そして③企業年金制度に係る過去勤務費用と拠出額・掛金等および積立不足の処理方法の変更（変更事項c）は、適格退職年金あるいは厚生年金基金といった退職年金制度における過去勤務費用に関する会計処理を、当該企業年金制度への掛金の拠出時に費用処理する方法から、確定時（発生時）に費用処理する方法への変更、あるいは退職時の支給見込額を基礎とした現価方式への変更のいずれかである。④退職一時金および企業年金制度両方に係る変更（変更事項d）は、変更事項aあるいは変更事項bおよび変更事項cを両方とも変更している場合、すなわち、退職給与引当金の引当率または計上方法と退職年金制度に係る過去勤務費用の処理方法を両方とも変更しているケースである。なお、これら4つの変更事項に含まれないものを、⑤その他（変更事項e）として処理しているが、それらは退職一時金について支給時に費用処理する方法から、期末要支給額を引当計上する方法への変更、退職給与引当金の内容に関する変更（加算金の取り扱い）、支払時に費用処理する際の勘定科目の変更および企業合併による人事制度の統一化に伴う企業年金制度の支給条件の見直しの結果、必要となった現価率および支給対象期間の見積年数の変更が含まれる。いずれも2001年3月決算において「新基準」の適用によって発生すると予想される影響額をできるだけ小さくし、財務内容の健全化と期間損益計算の適正化のための現行の基準の範囲内での変更であると思われ、「正当な理由」による会計処理の変更であると思われる。

次に退職給付関係の変更事項ごとの件数を見てみると、変更事項aが93件（23.4%）、変更事項bが128件（32.2%）、変更事項cが149件（37.5%）、変更事項dが20件（5.0%）および変更事項e

は7件（1.8%）となっている。退職給与引当金の引当率の変更と計上方法の変更を併せると221件となり、全変更件数の55.6%となる。これらの変更は、概ね退職一時金の支払いに係る「退職給与引当金」の積立不足を補うことを目的とした変更といえよう。また、企業年金制度に係る過去勤務債務の処理について、年金資産の運用利回りの長期的な低迷により、恒常に過去勤務債務が増大することが予測され、こうした状況に対応するために行われた変更であろうと思われる。

#### 4. 3 影響額と経営指標との関係の分析

次に、これらの変更（あるいはその変更による影響額）が企業の経営成績とどのような関係にあるのか、いくつかの指標を取り上げて検討を行うこととする。一般に利益が有れば、積立不足額を一時に充足（追加的費用化）することが出来るかのような言説が見受けられるが、果たしてそうなのか。ここでは、経営指標として売上高、当期純損益、現金および現金同等物期末有り高（以下、期末CFと略す）を取り上げ、変更による影響額との関係を見ることとする<sup>5)</sup>。

##### 4. 3. 1 全般的な傾向

まず全般的な退職給付関係の会計処理の変更による影響額の状況を見てみる。

影響額を8区分に分類して、各区分の会社数を見ると、①1,000百万円～は1社、②101百万円～1,000百万円は2社、③1百万円～100百万円は1社、④影響額0円（もしくは軽微）は3社、⑤−1百万円～−100百万円は5社、⑥−101百万円～−1,000百万円は106社、⑦−1,001百万円～−10,000百万円は160社および⑧−10,001百万円～は55社となっている。プラスの影響を受けている会社数は4社（1.2%）、影響額0円（もしくは軽微）は3社（0.9%）、マイナスの影響を受けているのは326社（97.9%）となっている。圧倒的な数の会社が退職給付関係の会計処理を変更することによって、マイナスの影響を受けている。これは、従来の会計処理と比較すると、追加的に費用処理される額が増加したことを意味していると考えられる。ここで一般的に予想される結果が、すなわち「新基準」適用により企業の経営成績および財政状態にマイナスの影響を与えることが全般的な傾向からは読みとれる。しかし、なかには変更により、プラスの影響を受けている会社もあり、必ずしもこれまでの退職給付関連の会計処理が不十分な成果となっている会社ばかりではないことが指摘できる。

##### 4. 3. 2 売上高と影響額との関連

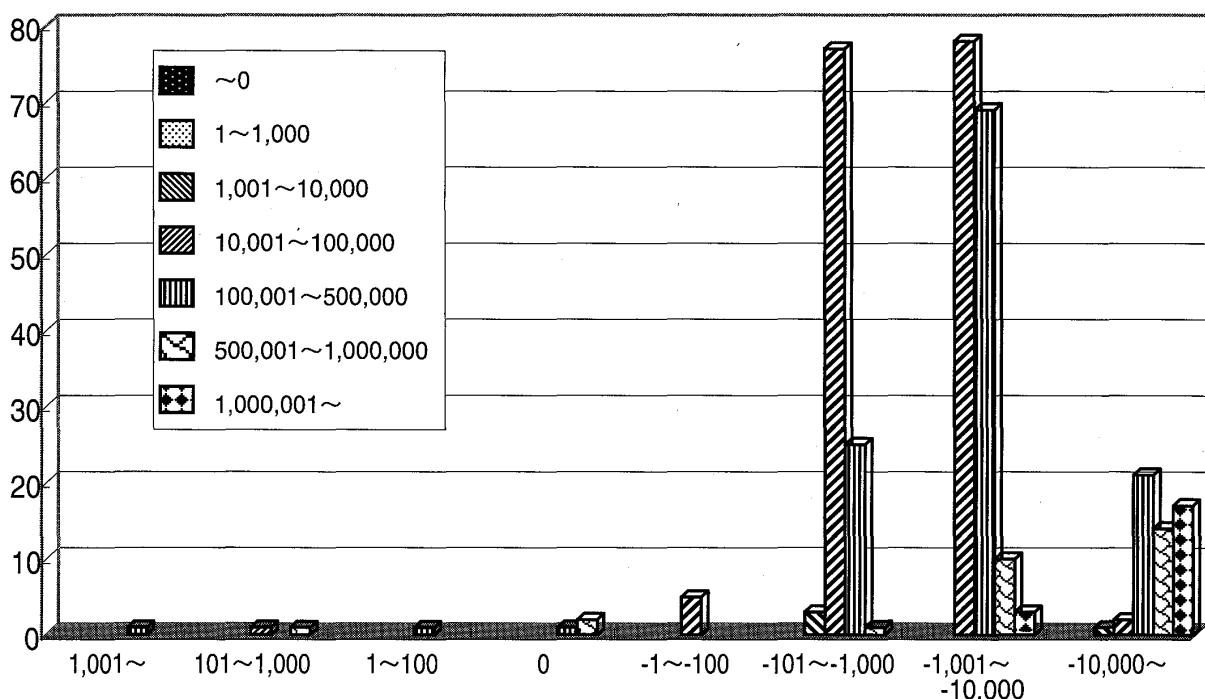
次に各社の売上高と退職給付関係の会計処理の変更による影響額の関連を見てみる。（表－2および図－1参照）

表-2 影響額と売上高の関係

(単位:社)

影響額(単位:百万円) \ 売上高	~0	1~1,000	1,001~10,000	10,001~100,000	100,001~500,000	500,001~1,000,000	1,000,001~	合計
1,001~					1			1
101~1,000				1		1		2
1~100					1			1
0					1	2		3
-1~-100				5				5
-101~-1,000			3	77	25	1		106
-1,001~-10,000				78	69	10	3	160
-10,000~			1	2	21	14	17	55
	0	0	4	163	118	28	20	333

図-1 影響額と売上高の関係



売上高の規模と影響額との関連から読みとれる傾向は、ある程度の規模の売上高を確保している会社ほどマイナスの影響をより大きく受けているということがあげられる。相対的な会社数は、売上高の規模が中規模の会社の方が多いが、これは対象会社数そのものが多いことが原因であり、傾向を大きく変化させる要因とは考えられない。影響額と売上高との関連からは、予想される結果、すなわち売上高の規模が大きいほど、マイナスの影響を受けても、退職給付関係の会計処理の変更を行っている会社数が多いことがわかる。例外的に売上規模と同額あるいはそれ以上にマイナスの影響を受けている会社も存在する。これらの会社については、退職給付関係の会計処理の変更による相当の影響を被ったとしても、この期に変更をせざるを得ないなんらかの事情が存在することが考えられるが、それがどういう事情であるかは明らかにできていないことを付け加えておく。

#### 4. 3. 3 当期純損益と影響額の関係

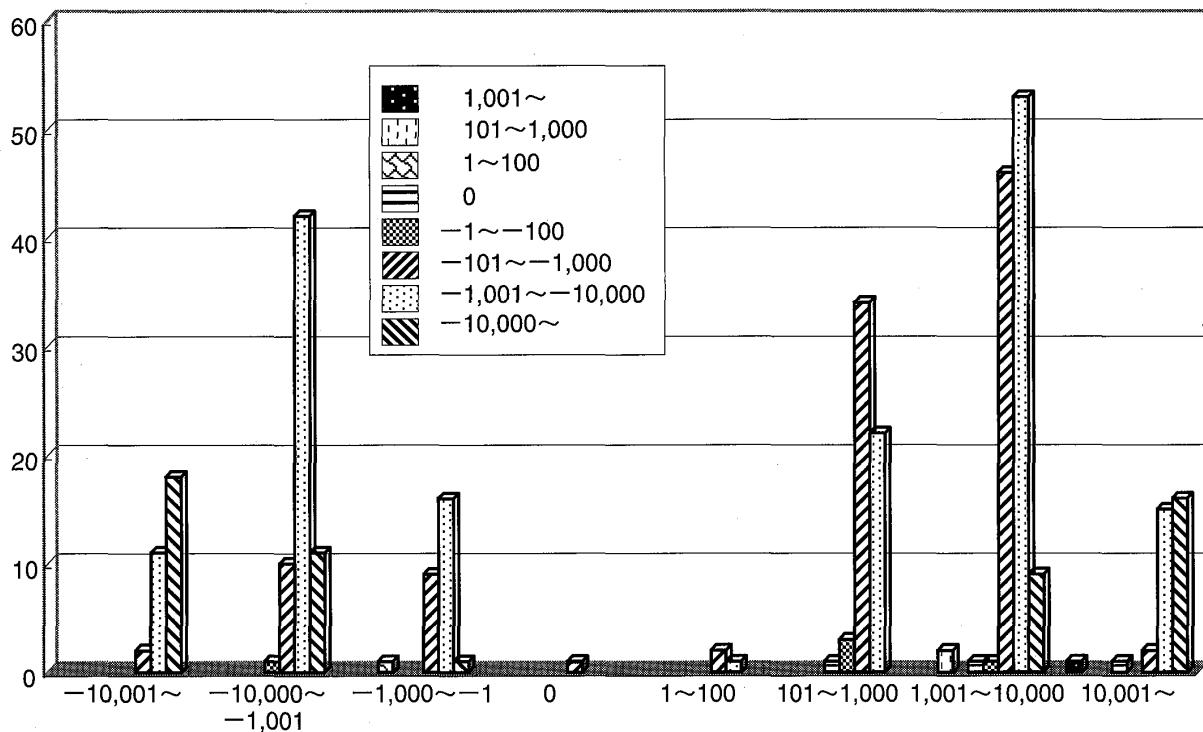
さらに各社の当期純損益と退職給付関係の会計処理の変更による影響額の関連を見てみる。(表-3 および図-2 参照)

表-3 影響額と当期純損益の関係

(単位:社)

影響額(単位:百万円)	-10,001 ~	-10,000~ -1,001	-1,000~ -1	0	1~ 100	101~ 1,000	1,001~ 10,000	10,001 ~	合計
1,001~								1	1
101~1,000							2		2
1~100			1						1
0						1	1	1	3
-1~-100		1				3	1		5
-101~-1,000	2	10	9	1	2	34	46	2	106
-1,001~-10,000	11	42	16		1	22	53	15	160
-10,000~	18	11	1				9	16	55
	31	64	27	1	3	60	112	35	333

図-2 影響額と当期純損益の関係



当期純損益の規模と影響額との関連から読みとれる傾向は、非常に特徴的である。当期純損益の規模別にみると、0を中心に2つのグループがあることがわかる。1つ目のグループ（以下、損失グループとする）は、当期純損益が-10,001百万円～-1百万円の122社である。もう1つのグループ（以下、利益グループとする）は、101百万円～10,001百万円の207社である。利益グループの状況は、予想可能な結果といえる。十分な利益を確保しているが故に、マイナスの影響を受けたとしてもこの

期に変更を行い、財務の健全性を確保することが優先された結果であると思われる。ところが、損失グループの状況については、通常の経営活動の結果が必ずしも十分な利益の確保となっていない、もしくは純損失となっているにもかかわらず、さらに退職給付関係の会計処理の変更を行い、純損失の規模をさらに拡大する結果となっている。この原因は今のところ明確にはなっていないが、これまで保守的な会計処理を指向することが多いとされるわが国企業において、予想に大きく反する結果といえよう。

#### 4. 3. 4 期末CFと影響額の関係

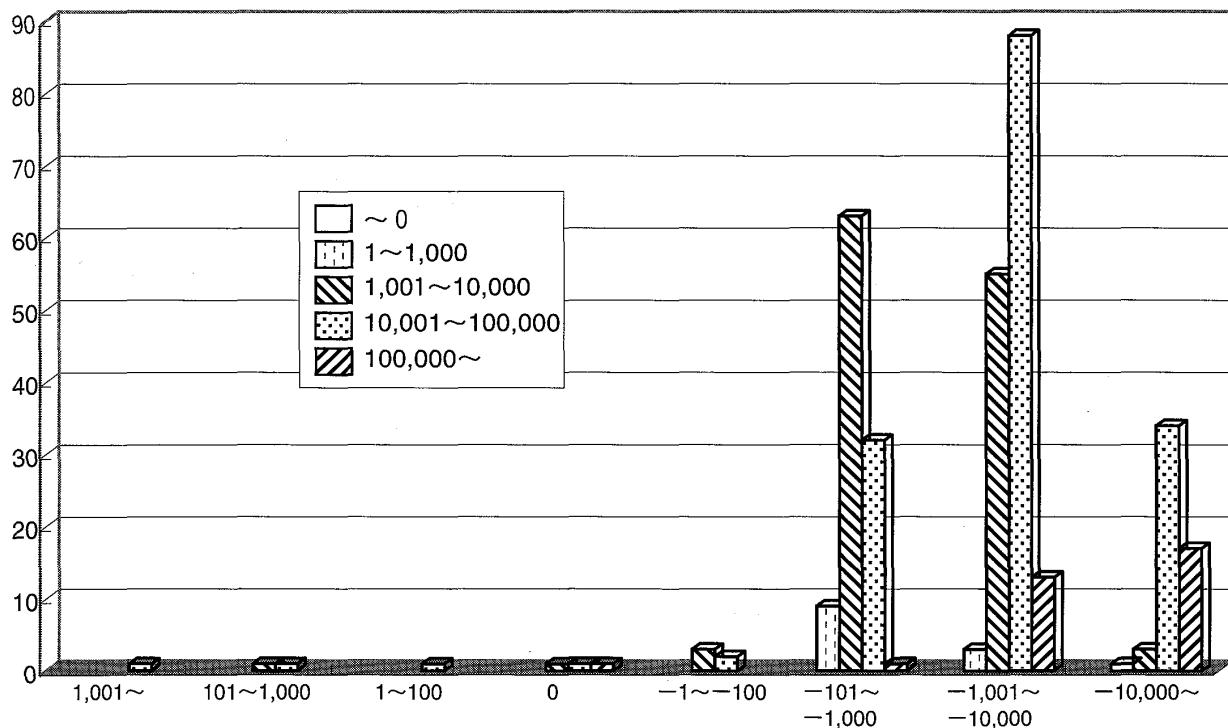
さらに各社の期末CFと退職給付関係の会計処理の変更による影響額の関連を見てみる。(表-4および図-3参照)

表-4 影響額と期末CFの関係

(単位：社)

影響額(単位:百万円)	~0	1~1,000	1,001~10,000	10,001~100,000	100,001~	合計
1,001~				1		1
101~1,000			1	1		2
1~100				1		1
0			1	1	1	3
-1~-100			3	2		5
-101~-1,000		9	63	32	1	105
-1,001~-10,000		3	55	88	13	159
-10,000~		1	3	34	17	55
	0	13	126	160	32	331

図-3 影響額と期末CFの関係



期末CFの規模と影響額との関連から読みとれる傾向は、売上高の場合と同様、予想可能なものである。すなわち、期末CFの規模が大きいほど、マイナスの影響を受けるとしても退職給付関係の会計処理の変更を行う会社が多いということである。しかも期末CFの規模が大きいほど、よりマイナスの影響を大きく受ける会社数が多くなっている。退職給付関係の会計処理による影響は、単に費用を増加させるだけでなく、外部への支出を伴うと思われる。そのためには十分な支払準備が必要とされる。この結果からは、追加的な費用負担および支出に耐えることができるかどうかを判断するための指標として期末CFが有効であることを指摘することができる。

## 5. おわりに

ここまで、2000年3月期決算会社のうち、退職給付関係の会計処理の変更を行うことにより、経営成績や財政状態に影響を及ぼす結果となっている会社について、その影響額と経営指標の関連についてみてきた。そこで明らかになった事柄は次の通りである。

第一に影響額と売上高の関連からは、ある程度の規模の売上高を確保している会社ほど、より大きなマイナスの影響を受けていることがわかる。第二に影響額と期末CFとの関連からも、同様の結果が得られた。これらは予想可能な結果であり、追加的な費用負担および支払準備のためには、どちらの指標も重要な目安となるものであろう。第三に、影響額と当期純損益の規模の関連からは、利益グループについては売上高や期末CFと同様の結果を得たが、損失グループの存在が意外な結果として明らかになった。そしてこれら3点から、追加的な費用負担および支払準備を要する退職給付関係の会計処理の変更と経営指標の関連について、売上高と期末CFについてはその規模が大きいことが会計処理の変更を促進する要因となるが、当期純損益の規模は会計処理の変更に際して、必ずしも考慮されているとはいえないことが明らかになった。

## 注

- 1) 「日経会社情報（季刊）2000- III 夏号」の特別調査では、年金・退職金の積立不足額とその償却予定についてのアンケートの集計結果が報告されている。
- 2) 週刊『経営財務』編集部編：「会計ビックバンによる『会計処理の変更』実例集」税務研究会出版局 2000.における調査では、多くの変更の事例が報告されているが、本稿では特に退職給付関係の変更事例を取り上げて検討することとした。
- 3) 多賀谷 充著：『退職給付会計基準』税務研究会出版局 2000 23頁
- 4) 変更件数は351件であるが、複数の変更を行っている会社があるため、変更を行った会社数は333社となっている。また、期末CFに関連する図表中の合計会社数はさらに少ない331社となっている。これは2000年3月時点でキャッシュフロー情報を開示していない会社があり、それらの会社を調査対象から除いていることによる。

- 5) 前掲書の調査結果から抜粋。影響額の区分を細分化している。

### 参考文献

- 1) 多賀谷 充著：『退職給付会計基準』 税務研究会出版局 2000
- 2) 今福愛志・五十嵐則夫編著：『退職給付会計 制度・実務・分析』 中央経済社 2000
- 3) 武田隆二著：『最新財務諸表論 第7版』 中央経済社 2001

**Abstract**

The new methods of accounting for retirement allowance was published on 16 June, 1998. This new methods will have a very serious impacts on financial statements of many companies ,because this new methods treat shortages to save funds differently from the former methods. Thus the purpose of this paper is to explain clearly the relations between some financial indices and influences of the new methods, with a research of 2000.3.